

I 教職課程

教職課程とは教育職員免許状を取得するために「教育職員免許法及び同法施行規則」に定められた単位を修得する者のために設けられている課程である。

教職課程に関する授業科目は、卒業に必要な単位と併せて履修しなければならない。

また、教職課程を履修する者は将来教員の職を志すものでなければならない。ただ単に免許状の取得だけを目的としてこの課程を履修すべきではない。

1. 教育職員免許状について (2019年度生以降)

(1) 免許状の種類および免許教科

学 科		免 許 状	
人文科学部	表 現 文 化 学 科	高等学校教諭一種免許状 (国語)	中学校教諭一種免許状 (国語)
	実 践 英 語 学 科	高等学校教諭一種免許状 (外国語 (英語))	中学校教諭一種免許状 (外国語 (英語))
	総 合 歴 史 学 科	高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)	中学校教諭一種免許状 (社会)

(2) 基礎資格と最低修得単位数

次表は、教育職員免許状取得のための基礎資格および修得すべき法規上の単位 (最低) 数を示したものである。

所要資格		基礎資格	大学において取得することを必要とする最低単位数			介護等の体験	免許教科
			教科及び教職に関する科目				
免許状の種類			教育の基礎的理解に関する科目等*	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目		
高等学校教諭	一種	学士の学位を有すること	23単位	24単位	12単位		国語 外国語 (英語) 地理歴史
中学校教諭	一種	学士の学位を有すること	27単位	28単位	4単位	要	国語 外国語 (英語) 社会

*教育の基礎的理解に関する科目等は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び、生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の総称

(注)

「介護等の体験」は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって義務付けられている。

中学校教諭の普通免許状を取得するには、特別支援学校及び社会福祉施設で計7日間以上の「介護等の体験」を行い、証明書を発行してもらう必要がある。

2. 単位の修得方法について

本学において、教育職員免許状を取得するためには、卒業要件単位の修得を基礎資格とし、各々所属している学科の授業科目表に定める(1)総合教養教育科目（教養科目）等 (2)教科及び教職に関する科目を次のとおり修得しなければならない。

(1) 総合教養教育科目等 (2019年度生以降)

授業科目種別	最低修得単位数
総合教養教育科目	20単位以上 〔「日本国憲法」「人権の現代的課題」「身体運動と健康の科学又は健康・スポーツと社会」各2単位、「情報処理演習」「情報と表現」「情報と文化」の中から2単位、及び「スポーツ」1単位を必ず修得すること〕
外国語教育科目	表現文化学科6単位以上 実践英語学科12単位以上 総合歴史学科8単位以上

(2) 高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状に関する科目

人文科学部表現文化学科・実践英語学科・総合歴史学科で高等学校教諭一種免許状（国語・外国語（英語）・地理歴史）及び中学校教諭一種免許状（国語・外国語（英語）・社会）を取得しようとする者は、次の表（共通表及び学科ごとの表1・2）にしたがって教科及び教職に関する科目を履修すること。

表現文化学科・実践英語学科・総合歴史学科(2022年度生以降) 教科及び教職に関する科目
共通表(教育の基礎的理解に関する科目等)

免許法施行規則に定める科目区分等			本 学 開 設 科 目 名					履修上の注意
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授 業 科 目 名	単位数	授業形態	履修年次	開講期	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教 育 学 概 論	2	講義	1	後期	教職必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教 職 論	2	講義	1	前期	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学 校 制 度 論	2	講義	3	前期	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(教育・学校心理学)	2	講義	2	前期	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別ニーズ教育総論	2	講義	2	前期	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教 育 課 程 論	2	講義	2	前期	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道 徳 の 指 導 法	2	講義	2	後期	中一種免必修
	総合的な学習の時間の指導法（中一種）／総合的な探究の時間の指導法（高一種）		総合的な学習の時間の指導法	1	講義	3	後期	
	特別活動の指導法		特 別 活 動 の 指 導 法	2	講義	3	前期	
	教育の方法及び技術		教 育 方 法 論	2	講義	3	前期	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		I C T 活 用 の 理 論 と 方 法	1	講義	2	集中	
	生徒指導の理論及び方法		生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2	講義	3	後期	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教 育 相 談	2	講義	2	後期	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
教育実践に関する科目	教 育 実 習	中5 高3	事前・事後指導※1	1	講義	3・4	集中	中一種免必修 教職必修
			教 育 実 習 I	2	実習	4	集中	
			教 育 実 習 II	2	実習	4	集中	
	教 職 実 践 演 習	2	教職実践演習（中・高）	2	演習	4	後期	
最低修得単位数		中27 高23						

※1 「事前・事後指導」が3年次後期（2月）から始まるが、履修登録は4年次に行うものとする。



(2) 高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状に関する科目

人文科学部表現文化学科・実践英語学科・総合歴史学科で高等学校教諭一種免許状（国語・外国語（英語）・地理歴史）及び中学校教諭一種免許状（国語・外国語（英語）・社会）を取得しようとする者は、次の表（共通表及び学科ごとの表1・2）にしたがって教科及び教職に関する科目を履修すること。

表現文化学科・実践英語学科・総合歴史学科(2019～2021年度生) 教科及び教職に関する科目
共通表(教育の基礎的理解に関する科目等)

免許法施行規則に定める科目区分等			本 学 開 設 科 目 名					履修上の注意
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授 業 科 目 名	単位数	授業形態	履修年次	開講期	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教 育 学 概 論	2	講義	1	後期	教職必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教 職 論	2	講義	1	前期	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学 校 制 度 論	2	講義	3	前期	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(教育・学校心理学)	2	講義	2	前期	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別ニーズ教育総論	2	講義	2	前期	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教 育 課 程 論	2	講義	2	前期	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道 徳 の 指 導 法	2	講義	2	後期	中一種免必修
	総合的な学習の時間の指導法（中一種）／総合的な探究の時間の指導法（高一種）		総合的な学習の時間の指導法	1	講義	3	後期	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	講義	3	前期	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教 育 方 法 論	2	講義	3	前期	
	生徒指導の理論及び方法		生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2	講義	3	後期	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教 育 相 談	2	講義	2	後期	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
教育実践に関する科目	教 育 実 習	中5 高3	事前・事後指導※1	1	講義	3・4	集中	中一種免必修
			教 育 実 習 I	2	実習	4	集中	
			教 育 実 習 II	2	実習	4	集中	
	教 職 実 践 演 習	2	教職実践演習（中・高）	2	演習	4	後期	
最低修得単位数		中27 高23						

※1 「事前・事後指導」が3年次後期（2月）から始まるが、履修登録は4年次に行うものとする。

表現文化学科 (2019年度生以降)

教科及び教職に関する科目

表1 (教科及び教科の指導法に関する科目)

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目名				文部科学省令に定める大学において修得することを必要とする教科及び教科の指導法に関する科目の最低単位数		
	科目区分	各科目に含める必要事項	授業科目名	単位数	授業形態	履修年次			
国語(高一種免・中一種免)	教科及び教科の指導法に関する科目	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語表現入門1	2科目中 1科目	▲▼	2	講義	1	1以上
			日本語表現入門2		2	講義	1		
			日本語史	2	講義	2			
			日本語研究1・2	各2	講義	2			
			日本語講義1・2	各2	講義	3			
			文章表現	○	2	講義	1		
			口頭表現	○	2	講義	1		
		国文学(国文学史を含む。)	日本文学入門1	▲▼	2	講義	1	1以上	
			日本文学入門2	▲▼	2	講義	1		
			古典文学研究1~3		各2	講義	2		
			近現代文学研究1~3		各2	講義	2		
			古典文学講義1~3		各2	講義	3		
			近現代文学講義1~3		各2	講義	3		
		漢文学	漢詩文の表現と心	2科目中 1科目	▲▼	2	講義	1	1以上
	漢詩文の表現と思想		2		講義	1			
	書道(書写を中心とする。)	書道1	中免のみ 2科目中 1科目	▼	1	演習	1	中一種免のみ 1以上	
		書道2		1	演習	1			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)(2022年度生~) / 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(~2021年度生)	教科教育法(国語)I	▲▼	2	講義	2	中一種免8以上 高一種免4以上		
		教科教育法(国語)II	▲▼	2	講義	3			
		教科教育法(国語)III	▼	2	講義	3			
教科教育法(国語)IV		▼	2	講義	3				
合 計								中28 高24	

表現文化学科 (2019年度生以降)

教科及び教職に関する科目

表2 (大学が独自に設定する科目)

免許法施行規則に定める科目区分等	本学開設科目名				備考
	授業科目名	単位数	授業形態	履修年次	
大学が独自に設定する科目	学校経営と学校図書館	2	講義	2	
	学校図書館メディアの構成	2	講義	2	
	学習指導と学校図書館	2	講義	2	
	読書と豊かな人間性	2	講義	2	
	情報メディアの活用	2	講義	2	
合 計		10			

○印科目は必修

▲印科目は、高一種免(国語)必修

▼印科目は、中一種免(国語)必修

(注) 高一種免を取得する場合は、表1及び表2から36単位数以上(表1から(書道を除き)24単位数以上を含む)修得すること。
中一種免を取得する場合は、表1及び表2から32単位数以上(表1から28単位数以上を含む)修得すること。

資格

実践英語学科 (2023年度生以降)

教科及び教職に関する科目

表1 (教科及び教科の指導法に関する科目)

免許 教科	免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目名				文部科学省令に定める大学 において修得することを必 要とする教科及び教科の指 導法に関する科目の最低単 位数		
	科目 区分	各科目に含める必要事項	授業科目名	単位数	授業 形態	履修 年次			
英語(高一種免・中一種免)	教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	英語学研究 1		2	講義	2	1以上	中28 高24
			英語学研究 2	▲▼	2	講義	1		
		英語文学	英語文化文学研究入門Ⅰ・Ⅱ	○	各2	講義	1	1以上	
			英語文化文学研究 1		2	講義	3		
			英語文化文学研究 2		2	講義	3		
			英語文化文学研究 3		2	講義	3		
		英語コミュニケーション	English Research SkillsⅠ・Ⅱ	○	各2	演習	1	1以上	
			Extensive ReadingⅠ	○	2	講義	2		
			Extensive ReadingⅡ	○	2	講義	2		
			Intensive EnglishⅠ・Ⅱ	○	各4	演習	1		
			Intensive EnglishⅢ・Ⅳ	○	各4	演習	2		
			English CommunicationⅠ・Ⅱ	○	各2	演習	3		
		異文化理解	English CommunicationⅢ・Ⅳ		各2	演習	4	1以上	
			異文化理解と交流 1	▲▼	2	講義	3		
		各教科の指導法(情報通信 技術の活用を含む。)	異文化理解と交流 2		2	講義	3	中一種免8以上 高一種免4以上	
			教科教育法(英語)Ⅰ	▲▼	2	講義	2		
教科教育法(英語)Ⅱ	▲▼		2	講義	3				
教科教育法(英語)Ⅲ	▼		2	講義	3				
		教科教育法(英語)Ⅳ	▼	2	講義	3			
合 計								中28 高24	

実践英語学科 (2023年度生以降)

教科及び教職に関する科目

表2 (大学が独自に設定する科目)

免許法施行規則に定める科目区分等	本学開設科目名				備考
	授業科目名	単位数	授業形態	履修年次	
大学が独自に設定する科目	学校経営と学校図書館	2	講義	2	
	学校図書館メディアの構成	2	講義	2	
	学習指導と学校図書館	2	講義	2	
	読書と豊かな人間性	2	講義	2	
	情報メディアの活用	2	講義	2	
合 計		10			

○印科目は必修

▲印科目は、高一種免(外国語(英語))必修

▼印科目は、中一種免(外国語(英語))必修

(注) 高一種免を取得する場合は、表1及び表2から36単位以上(表1から24単位以上を含む)修得すること。

中一種免を取得する場合は、表1及び表2から32単位以上(表1から28単位以上を含む)修得すること。

実践英語学科 (2019年度～2022年度生)

教科及び教職に関する科目

表1 (教科及び教科の指導法に関する科目)

免許 教科	免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目名					文部科学省令に定める大学 において修得することを必 要とする教科及び教科の指 導法に関する科目の最低単 位数	
	科目 区分	各科目に含める必要事項	授業科目名		単位数	授業 形態	履修 年次		
英語 (高一種免・中一種免)	教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	英語学研究 1		2	講義	2	1 以上	中28 高24
			英語学研究 2	▲▼	2	講義	2		
		英語文学	イギリス文化研究 1		2	講義	3	1 以上	
			イギリス文化研究 2		2	講義	3		
			イギリス文化研究 3	▲▼	2	講義	3		
			アメリカ文化研究 1		2	講義	3		
			アメリカ文化研究 2		2	講義	3		
			アメリカ文化研究 3	▲▼	2	講義	3		
		英語コミュニケーション	インターネット英語 I・II	○	各2	演習	1	1 以上	
			Extensive Reading I	○	2	講義	2		
	Extensive Reading II		○	2	講義	2			
	英語表現演習 I・II		○	各4	演習	1			
	英語表現演習 III・IV		○	各4	演習	2			
	英語コミュニケーション1・2			各2	演習	3			
	異文化理解	異文化理解と交流 1	▲▼	2	講義	3	1 以上		
		異文化理解と交流 2		2	講義	3			
	各教科の指導法 (情報通信 技術の活用を含む。)(2022 年度生～) / 各教科の指導 法 (情報機器及び教材の活 用を含む。)(～2021年度生)	教科教育法 (英語) I	▲▼	2	講義	2	中一種免 8 以上 高一種免 4 以上		
		教科教育法 (英語) II	▲▼	2	講義	3			
		教科教育法 (英語) III	▼	2	講義	3			
		教科教育法 (英語) IV	▼	2	講義	3			
合 計								中28 高24	

実践英語学科 (2019年度生以降)

教科及び教職に関する科目

表2 (大学が独自に設定する科目)

免許法施行規則に定める科目区分等	本学開設科目名				備考
	授業科目名	単位数	授業形態	履修年次	
大学が独自に設定する科目	学校経営と学校図書館	2	講義	2	
	学校図書館メディアの構成	2	講義	2	
	学習指導と学校図書館	2	講義	2	
	読書と豊かな人間性	2	講義	2	
	情報メディアの活用	2	講義	2	
合 計		10			

○印科目は必修

▲印科目は、高一種免 (外国語 (英語)) 必修

▼印科目は、中一種免 (外国語 (英語)) 必修

(注) 高一種免を取得する場合は、表1及び表2から36単位以上 (表1から24単位以上を含む) 修得すること。

中一種免を取得する場合は、表1及び表2から32単位以上 (表1から28単位以上を含む) 修得すること。

資格

総合歴史学科(2019年度生以降) 中学校教諭一種免許状(社会) 教科及び教職に関する科目

表1 (教科及び教科の指導法に関する科目)

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目名				文部科学省令に定める大学において修得することを必要とする教科及び教科の指導法に関する科目の最低単位数	
	科目区分	各科目に含める必要事項	授業科目名	単位数	授業形態	履修年次		
社会(中一種免)	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史入門1	▲▼	2	講義	1	1以上
			日本史入門2	▲▼	2	講義	1	
			ヨーロッパ・アメリカ史入門1	▲▼	2	講義	1	
			ヨーロッパ・アメリカ史入門2	▲▼	2	講義	1	
			アジア史入門1	▲▼	2	講義	1	
			アジア史入門2	▲▼	2	講義	1	
			日本史講読1～6		各2	演習	1	
			ヨーロッパ・アメリカ史講読1～4		各2	演習	1	
			アジア史講読1～4		各2	演習	1	
			日本史研究1～6		各2	演習	2	
			ヨーロッパ・アメリカ史研究1～4		各2	演習	2	
			アジア史研究1～4		各2	演習	2	
			日本史講義1～3		各2	講義	3	
			ヨーロッパ・アメリカ史講義1・2		各2	講義	3	
			アジア史講義1・2		各2	講義	3	
			考古学の基礎		2	講義	1	
			考古学の現在		2	講義	1	
			古文書学の基礎		2	講義	1	
			古文書解読		2	講義	1	
			日本人の思想		2	講義	1	
	ヨーロッパ人の思想		2	講義	1			
	アジア人の思想		2	講義	1			
	日本美術史		2	講義	1			
	西洋美術史		2	講義	1			
	東洋美術史		2	講義	1			
	死生観の歴史		2	講義	1			
	吉備地方文化特論1～4		各2	講義	1			
	地理学(地誌を含む。)	地理学概論	▲▼	2	講義	2	1以上	
		地誌	▲▼	2	講義	2		
	「法学, 政治学」	法学	▼	2	講義	1	1以上	
	「社会学, 経済学」	社会学の世界と歴史	▼	2	講義	1	1以上	
	「哲学, 倫理学, 宗教学」	哲学の世界と歴史	▼	2	講義	1	1以上	
倫理と価値観の諸相			2	講義	1			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)(2022年度生～) / 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(～2021年度生)	教科教育法(社会・地理歴史)Ⅰ	▲▼	2	講義	2	中一種免8以上 高一種免4以上		
	教科教育法(社会・地理歴史)Ⅱ	▲▼	2	講義	3			
	教科教育法(社会)Ⅲ	▼	2	講義	3			
	教科教育法(社会・地理歴史)Ⅳ	▼	2	講義	3			
合 計							中28 高24	

総合歴史学科(2019年度生以降)

教科及び教職に関する科目

表2 (大学が独自に設定する科目)

免許法施行規則に定める科目区分等	本学開設科目名				備考
	授業科目名	単位数	授業形態	履修年次	
大学が独自に設定する科目	学校経営と学校図書館	2	講義	2	
	学校図書館メディアの構成	2	講義	2	
	学習指導と学校図書館	2	講義	2	
	読書と豊かな人間性	2	講義	2	
	情報メディアの活用	2	講義	2	
合 計		10			

○印科目は必修

▲印科目は、高一種免(地理歴史)必修

▼印科目は、中一種免(社会)必修

(注) 中一種免を取得する場合は、表1及び表2から32単位数以上(表1から28単位数以上を含む)修得すること。

総合歴史学科(2019年度生以降) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 教科及び教職に関する科目

表1 (教科及び教科の指導法に関する科目)

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目名				文部科学省令に定める大学において修得することを必要とする教科及び教科の指導法に関する科目の最低単位数	
	科目区分	各科目に含める必要事項	授業科目名	単位数	授業形態	履修年次		
地理歴史(高一種免)	教科に関する専門的事項	日本史	日本史入門 1 ▲▼	2	講義	1	1以上	中28 高24
			日本史入門 2 ▲▼	2	講義	1		
			日本史講読 1～6	各2	演習	1		
			日本史研究 1～6	各2	演習	2		
			日本史講義 1～3	各2	講義	3		
			古文書学の基礎	2	講義	1		
			古文書解読	2	講義	1		
			日本人の思想	2	講義	1		
			日本美術史	2	講義	1		
			死生観の歴史	2	講義	1		
			吉備地方文化特論 1～4	各2	講義	1		
	教科及び教科の指導法に関する科目	外国史	ヨーロッパ・アメリカ史入門 1 ▲▼	2	講義	1	1以上	
			ヨーロッパ・アメリカ史入門 2 ▲▼	2	講義	1		
			アジア史入門 1 ▲▼	2	講義	1		
			アジア史入門 2 ▲▼	2	講義	1		
			ヨーロッパ・アメリカ史講読 1～4	各2	演習	1		
			アジア史講読 1～4	各2	演習	1		
			ヨーロッパ・アメリカ史研究 1～4	各2	演習	2		
			アジア史研究 1～4	各2	演習	2		
			ヨーロッパ・アメリカ史講義 1・2	各2	講義	3		
			アジア史講義 1・2	各2	講義	3		
			考古学の基礎	2	講義	1		
			考古学の現在	2	講義	1		
			ヨーロッパ人の思想	2	講義	1		
			アジア人の思想	2	講義	1		
			西洋美術史	2	講義	1		
			東洋美術史	2	講義	1		
			人文地理学・自然地理学	地理学概論 ▲▼	2	講義		
	自然地理学 ▲	2		講義	1	1以上		
	地誌	地誌 ▲▼	2	講義	2	1以上		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)(2022年度生～) / 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(～2021年度生)		教科教育法(社会・地理歴史) I ▲▼	2	講義	2	中一種免 8以上 高一種免 4以上	
			教科教育法(社会・地理歴史) II ▲▼	2	講義	3		
		教科教育法(社会) III ▼	2	講義	3			
		教科教育法(社会・地理歴史) IV ▼	2	講義	3			
合 計							中28 高24	

総合歴史学科(2019年度生以降)

教科及び教職に関する科目

表2 (大学が独自に設定する科目)

免許法施行規則に定める科目区分等	本学開設科目名				備考
	授業科目名	単位数	授業形態	履修年次	
大学が独自に設定する科目	学校経営と学校図書館	2	講義	2	
	学校図書館メディアの構成	2	講義	2	
	学習指導と学校図書館	2	講義	2	
	読書と豊かな人間性	2	講義	2	
	情報メディアの活用	2	講義	2	
合 計	10				

○印科目は必修

▲印科目は、高一種免(地理歴史)必修

▼印科目は、中一種免(社会)必修

(注) 高一種免を取得する場合は、表1及び表2から36単位数以上(表1から24単位数以上を含む)修得すること。



3. 3年次以降の教職課程履修のための基準

3年次以降の教職課程履修に当たっては、次の条件を充足しているものとする。

- (1) 将来教育職員となる意志の強いこと。
- (2) 2年次終了時の累積GPA (Grade Point Average) 値が、2.00以上であること。

4. 「教育実習」受講のための基準

「教育実習」を履修する学生は、以下の条件を充足しているものとする。

- (1) 将来教育職員となる意志の強いこと。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科の指導法に関する科目」については、3年次終了までに、つまり「教育実習」の行われる前年度までに履修すべき科目の単位を、すべて修得していること。
- (3) 3年次後期から4年次前期にかけて行う「実習校における実習のための事前指導」にすべて出席していること。
- (4) 3年次終了時の累積GPA値が、2.00以上であること。できれば2.50以上の値であることが望ましい。

5. 教育実習手続き

教育実習申込、および4年次の教育実習に至るまでの計画等についての教育実習説明会を4月のオリエンテーション期間中に行う。教育職員免許状の取得を希望し、教職に関する科目の履修をしている者は必ず出席のこと。

以下は、教育実習を行うための手順を簡単に示したものである。不明な点等があれば必ず保育・教職支援課に相談のこと。

(1) 実習校への依頼（3年次生）

教育実習は原則として、出身中学校・高等学校にお願いをする。交渉は各自で行うので、慎重を期し、中学校・高等学校に迷惑をかけないように次の順序で行うこと。

- ① 3年次の5月上旬に出身中学校・高等学校に、個人あるいはグループ単位で承諾を得るため、中学校・高等学校の校長先生に都合を伺った上で訪問すること。なお、この訪問前の4月上旬に中学校・高等学校訪問に関する説明会を行い、書類を配付するので必ず出席すること。
- ② 中学校・高等学校の承諾を得た場合、速やかに保育・教職支援課に承諾を得た内容について報告すること。また、実習を断られた場合でもその旨を同様に報告すること。

その後、保育・教職支援課では、承諾をもとに所轄教育委員会に依頼状を送り、承諾書を受け取る。

(2) 実習生の心得（4年次生）

- ① 保育・教職支援課は、実習前に中学校・高等学校あて「実習生環境調査書」を送付する。その際実習生は、所定の用紙に必要事項を記入し、保育・教職支援課に提出すること。
- ② 実習の始まる約1か月前には、再度実習校に連絡をとり、実習までに準備しなければならないこと、あるいは事前打ち合せ日等について指導を受けておくこと。
- ③ 本学では指導教員が、実習生の訪問指導に当る。実習生は自分の訪問指導にあたる教員を確認し、実習開始までに実習訪問日等について打ち合せをしておくこと。なお訪問指導教員については、実習約1か月前に伝達する。
- ④ 実習期間中は、生徒にとってつねに教師であることを自覚すること。言葉遣い、態度はもちろんのこと、服装、髪型、化粧などについても教師としてふさわしいように心がけること。
- ⑤ 実習中、実習に支障をきたすような事故、あるいは病気などで実習を欠席するときは、実習中学校・高等学校および保育・教職支援課に、電話などで必ず連絡すること。
- ⑥ 就職活動を理由とする欠席や実習の振替は認めない。
- ⑦ 実習が終了した後は、速やかに保育・教職支援課に、実習が終了したことを報告すること。（所定用紙）

(3) 教育実習費（4年次生）

教育実習を実施するために必要な教材資料費及び諸費用として、教育実習費を4年次の5月中旬に、証明書自動発行機（R館1階）で納入手続きを行うこと。（詳細は4月に掲示）

※ 万一病気等止むを得ない理由によって実習が不可能となった場合には、速やかに保育・教職支援課に届け出て、その指示に従い、自分勝手な行動はとらないこと。

ただし、「教育実習」受講のための基準を満たさない者は、辞退させる。

6. 教職履修カルテの作成について

4年次後期の「教職実践演習」の履修に向けて、教職課程履修者は「教職履修カルテ」を作成しなければならない。

また、指定された時期に提出する必要がある、カルテ未提出者はそれ以降の教職課程の履修を認めない。

カルテの作成方法・提出時期について、説明会を実施するので、必ず出席すること。

7. 教育職員免許状の申請について（4年次生）**(1) 一括申請**

一括申請とは、大学が免許状取得有資格者を取りまとめて岡山県教育委員会へ免許状授与の申請をすることである。一括申請の手続方法・受付期間・手数料等詳細については、11月上旬（予定）に説明会を行うので必ず出席すること。

(2) 個人申請

一括申請手続きをしなかった者は、個人申請となる。なお、この場合の免許状の取得は、4月以降となる。個人申請は、卒業後に都道府県の教育委員会へ申請し、取得後免許状番号を必ず教務課に連絡すること。

8. 介護等体験の実施について（3年次生又は4年次生）

○教育免許法の特例としての介護等の体験の義務づけについて

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）及びその省令が、1998年4月1日より施行され、小学校及び中学校の普通免許状の授与を受けようとする者に介護等の体験（障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験）が義務づけられた。

1. 介護等の体験の期間

18歳に達した後、7日間を下らない範囲内

2. 介護等の体験の実施施設

特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設

3. 教員免許状の授与申請に当たっては、介護等の体験に関する証明書の提出が必要

介護等体験を行う者は、3月下旬に開催される説明会に必ず出席し、指定された提出書類を期日までに提出すること。

(1) 介護等体験実施期間・実施場所

特別支援学校においては連続した2日間、社会福祉施設においては連続した5日間実施する。

実施施設について、原則は岡山県内で行うものとする。

(2) 介護等体験費

当該年度に介護等体験を実施するものは5月中旬に証明書自動発行機（R館1階）で介護等体験費の納入手続きを行うこと。なお、一旦納入した体験費は、一切返還しない。（詳細は4月に掲示）

(3) 介護等体験実施申し込み手続き

岡山県の特別支援学校および社会福祉施設の介護等体験実施の申し込み手続きは、年度当初に大学を通し

て行う。

(4) 健康診断書の提出

介護等体験実施生は、体験実施先に健康診断書を提出しなければならない。従って、介護等体験実施年度当初に行われる学内健康診断の全ての項目および麻疹の抗体検査を必ず受診し、所定の期日までに健康診断書を保育・教職支援課に申し込むこと。

(5) 介護等体験実施の取りやめ

やむを得ない事由のほかは、介護等体験実施を中止したり変更したりすることはできない。また、そのような事由が生じた場合は、至急保育・教職支援課に連絡すること。

(6) 介護等体験実施期間中の欠席

① 介護等体験実施中は、大学の授業を欠席することになるので、通常授業と同様に担当教員ならびに教務課へ、前もって公欠届を提出すること。

② 介護等体験の欠席は、原則として認められない。やむを得ない事由（本人の病気、忌引等）による場合は、速やかに介護体験実施先ならびに保育・教職支援課に届け出て、その指示に従うこと。

(7) 介護等体験実施期間中の身だしなみ

介護等体験実施にふさわしい身だしなみを心がけること。また、体験実施先の指示に従うこと。

(8) 介護等体験証明書の発行

証明書の発行に際して手数料が必要な場合は本人負担となる。受け取った証明書は介護等体験実施終了後1週間以内に保育・教職支援課まで提出すること。なお、証明書は再発行されない。

(9) 「介護等の体験」を要しない者

① 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士又は義肢装具士の免許・資格を既に有している者については、「介護等の体験」を要しない。

② 身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級であると記載されている者については、「介護等の体験」を要しない。

(10) 介護等体験の事前指導

5月に事前指導を実施するので、必ず参加すること。

9. 教職課程予定表（表現文化学科・実践英語学科・総合歴史学科）

人文科学部3年次生

期 日	摘 要
3月下旬	介護等体験説明会 ※本籍地（都道府県）を確認しておくこと
4月上旬	教育実習依頼について説明会
4月上旬	実習希望校に電話で依頼交渉（学生）
5月	実習希望校に訪問（学生）※依頼書類持参
5月中～下旬	介護等体験事前指導（全2回）
次年 2月中～下旬の3日間 （内、土曜日を2日含む）	教育実習事前指導（予定） 詳細は別途掲示 ※この時期、集中講義や春の海外研修などが実施されるが、教職履修者は必ず事前指導を受けなければならないので日程に十分注意すること。

詳細な日程は別途掲示

人文科学部4年次生

期 日	摘 要
4月上旬	実習関係書類提出（環境調査書等）
4月下旬	教育実習最終の事前指導
5月中旬	教育実習諸経費納入
実習開始1ヶ月前まで	実習校との事前打ち合わせ（学生）
実習開始10日前までに	訪問教員との打ち合わせ（学生） 実習期間の公欠届提出（事前に各授業担当者に渡すこと）
5月下旬～	教育実習（3週間又は2週間）
教育実習終了後2週間以内	教育実習録・出勤表・教育実習自己評価表を提出
7月中旬	教育実習事後指導
11月上旬	教育職員免許状申請についての説明会

詳細な日程は別途掲示